

まつもとほうじん

平成31年 1月号
(2019年) 第528号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



大正ロマンの雰
囲気あふれる上
土部会。どこか
懐かしく温かい
お店や建物がた
くさんあるよ!!

松本市 下町会館

第22回

行ってきました!
~上土部会~

- 主な記事 -

税務署長・会長新年ご挨拶.....	2頁
税についての作文.....	3頁
税務ポイント.....	4~5頁
部会紹介シリーズ行ってきました!上土部会...	5頁
労務レポート.....	6頁
青年部・女性部コーナー.....	7頁
皆さんこんにちは・藤原雄一氏.....	8頁
頑張ってます・佐藤まゆみさん.....	8頁
平成31年度税制改正に関する提言活動、 1月の予定、部会便り 等.....	9頁
当会役員・監事年賀.....	10頁
会員福利厚生制度PR.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...	12頁
冬期特別研修会(2/22開催)のお知らせ.....	付録
会員親睦ポウリング大会参加者募集.....	付録

上土部会のエリ
アは松本市大手3
丁目の一部、4、5
丁目で、旧町名では
緑町、上土、東町、裏
町といったあたりです。

「上土」の名の由来は、松本城の東門前の馬出し廓の堀の土を上げたところから付けられたとされ、総堀の外の武家屋敷地で、その当時には牢屋もあったと記録されています。明治以降は新興の商業地として発展し、特に大正2年(1913年)女鳥羽川に架かる一ツ橋のたもとに松本市役所が建設されると、モダンなエリアとして多くの市民が集いました。(5頁に関連記事)

(横沢敏編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当



松本税務署長 中村明雄

平成 31 年

謹 賀 新 年



一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

新年あけましておめでとうございます。
平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般社団法人松本法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

神澤会長をはじめ、役員・会員の皆様方には、平素から法人会の活動を通じて、税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税務に関する研修会や租税教育への取り組みなど、様々な活動を通じて正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をなされておりますとともに、地域社会の健全な発展にも寄与されており、深く敬意を表する次第です。特に旧年中は、消費税軽減税率制度説明会の多数開催のほか、絵はがきコンクールの募集及び租税教室の講師派遣の大幅な増加など、一層のご協力を頂きましたことに、感謝を申し上げますとともに、引き続き、ご支援をお願い申し上げます。

さて、年が改まり、間もなく所得税等の確定申告期を迎えますが、確定申告を行う際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用して、ご自宅で確定申告書を作成し、郵送による提出、あるいはe-Taxによる送信など、ICTを活用した申告にご協力をお願いいたします。

なお、e-Taxによる送信に当たり、マイナンバーカードとICカードリーダーライターが無くても、申告書をe-Taxにより送信することが可能になるID・パスワード方式が導入されました。

また、納税につきましても、「振替納税」及びe-Taxによる「ダイレクト納付」のご利用をお勧めしております。

ICTを活用した申告及び納税手続きは、より便利になっておりますので、従業員の皆様に対しましても、社内広報等により働き掛けを行っていただくなど、期限内申告と納税にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が、一般社団法人松本法人会にとりまして良い年となりますよう、また、役員・会員の皆様方のご健勝と、会員企業のご繁栄を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年当会は社団化45周年を迎えましたが、お陰様で一連の記念事業をはじめ、予定いたしました当会の基本事業であります税務研修会や企業経営に資する研修会、租税教育活動や奉仕活動といった社会貢献活動も無事に終了し、会長としての責務を果たすことができたものと考えております。これもひとえに会員の皆様をはじめ、税務ご当局や関係団体各位、地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。今後もこうした活動を通じて、会員企業、そして地域社会のお役に立てるよう目指して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は北海道胆振地方地震や大雨による災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらすことにより、現在も大勢の方々が不自由な暮らしを送られていますことに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念申し上げます。

そのような中、国内の経済状況は引き続き緩やかな拡大を続けているとされていますが、自律的で力強い好循環に入っているとは言い難い状況であるとともに、長期にわたり実施されてきた大規模金融緩和策も期待した効果は表れておらず、その副作用が顕在化し始めております。また、海外に目を向ければ米国トランプ政権の保護主義政策が本格化し、対中国をはじめ様々な通商摩擦が引き起こされているなど、我が国にとっても憂慮すべき事態になっております。

どうか政府には全ての国民が安心して豊かな生活を送れるように多角的で実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

当会としては、これからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

税についての 作文 コンクール

関東信越国税局長賞

「一冊の教科書に込められた想い」

安曇野市立明科中学校 三年 矢花 風夏

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

これは、私が使っている教科書に書かれている文。小学生の時、母に「この教科書はお母さん達が必死に働いて稼いだお金から納めた税金で買ってもらっているから大事にしてね。」と言われた事がある。私たちが今使っている教科書は合計で一万円。これを小学校の六年分と中学校での三年分を日本中の全ての小中学生に税金で支給している。教科書だけではない。机や椅子、黒板、図書館にある本など、多くの物が税金によって買われている。

中学一年生の時、私は社会の授業でカカオ農園で働き続ける兄弟の動画を観た。兄は十一歳で弟が六歳だ。兄弟のお母さんは病気で倒れ、お母さんと兄弟は離ればなれで暮らしている。そんなお母さんを助けるために毎日小さな体で高い木に登ってカカオを採り沢山の水を運び、朝早くから夕方まで働いている。兄の宝物は、たった一本のペン。ポロポロでインクが出にくくなったペンを使い、わずかな時間に昔学校で習った事を弟に教えているのだ。もちろん教科書は無い。彼らが毎日一生懸命に働いても与えられるお金は少なく、学校に行く事が出来ない。仕事に集中してい

ないと農場主から罰を与えられる。服が欲しくてもお腹が空いて食べ物が欲しくても働かなければ貰えない。

この動画を観た時、私は学校に来られている事が幸せなんだと思った。私達は勉強するための教科書を持っている。彼らはたった一本のペンとノートしか持っていない。私達はカカオからチョコレートが作られる事を知っている。彼らはカカオから何が作られるのかわからない。私達は毎日当たり前のように学校へ通っている。彼らは毎日当たり前のように農園で働いている。お金が無くて学校へ通う事が出来ない人は世界中に沢山いる。

日本には教育を受ける権利について保障し教育を受けさせる義務、及び義務教育の無償について規定している憲法がある。これによって小中学校の授業料が無料になり、その憲法をより広く実現するために教科書無償給与制度が作られ教科書が無償で支給されている。

私が使っている教科書、一冊一冊には、国民全体のこれからの日本を担い繁栄させていく私達への期待や納税者それぞれの熱い想いが込められているのだ。私達は学校に通いたくても通えない子供達がいる事を忘れず、国民全員からの期待に応えられるよう日々勉強に励んでいかなくてはならない。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁰〕消費税その18

消費税変更に伴う経過措置の概要について

Q 平成31年(2019年)10月1日から適用される消費税引上げに伴う経過措置について教えてください。

A 改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

平成31年(2019年)10月1日から適用される税率引上げに伴う主な経過措置は次に掲げるものであり、これらについては10%への税率引上げ後においても改正前の税率(8%)が適用されます。

(1) 旅客運賃等

平成31年(2019年)10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの間に領収しているもの

(2) 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成31年(2019年)10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年(2019年)10月1日から平成31年(2019年)10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

(3) 請負工事等

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)

に基づき、平成31年(2019年)10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

(4) 資産の貸付け

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年(2019年)10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限り、)における、平成31年(2019年)10月1日以後に行う当該資産の貸付け

(5) 指定役務の提供

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成31年(2019年)10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

*「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。

(6) 予約販売に係る書籍等

平成31年(2019年)4月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成31年(2019年)10月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成31年(2019年)10月1日以後に行われるもの

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

(7) 特定新聞

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成31年(2019年)10月1日前であるもののうち、その譲渡が平成31年(2019年)10月1日以後に行われるもの

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

(8) 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成31年(2019年)4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成31年(2019年)10月1日前に申込みを受

け、提示した条件に従って平成31年（2019年）10月1日以後に行われる商品の販売

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

（9）有料老人ホーム

平成25年10月1日から平成31年（2019年）3月31日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り）に基づき、平成31年（2019年）10月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成31年（2019年）10月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

（10）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等

家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を平成31年（2019年）10月1日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が平成31年（2019年）10月1日以後に行われるもの

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第22回 行ってきました! 上土部会

～大正ロマンを今に伝えるお城の下町～

明治41年（1908年）には旧松本歩兵第五十連隊が現信州大学キャンパスに駐屯、大正8年（1919年）には旧制松本高等学校が現あがたの森公園に開校すると、全国から多くの若者と都会の文化が流入し、カフェ、ダンスホール、映画館、ホテルといった庶民文化の先端を行くハイカラな施設の開業が相次ぎました。緑町から裏町にかけてのこの一帯はまさに松本の娯楽・飲食・物販の中心として隆盛を極めていました。

商業環境が変わる中、当時の街並みを意識した修景事業や街づくりに積極的に取り組み、洋風の化粧品店舗を松本市下町会館にリニューアルし、また、かつての市役所跡に当時の外観を模した市営上土住宅を建設するなど、街歩きが楽しくなるヒュ



旧市役所の外観を模した
市営上土住宅団地



東門の井戸

ーマンスケールの商業地として今に続きます。雰囲気のある小路が井戸と井戸を結ぶ界隈は市民にも観光客にも人気のある散策路です。四柱神社での初詣や市内での初売りのお帰りに立ち寄ってみたいかがでしょうか。（横沢敏編集委員）



辰巳の御庭



懐かしい雰囲気のある小路

上土部会

該当エリア：松本市3丁目の一部、4、5丁目地区
会員数：58社

部会長：増田 博志 氏（株増田）

部会長より：どこか懐かしく暖かな大正ロマンの雰囲気を残すお店や景色が数多く残る地域です。近頃は観光客も増え、それに対応した新しいスタイルのお店もオープンしています。少し歩いていただければ新しい発見がきっとありますよ。

労務レポート

“ハラスメント・メンタルヘルス”にかかわる “リーダー・管理職教育”について

社会保険労務士 高 砂 礼 次



今回は働き方改革の推進に関連する「ハラスメント・メンタルヘルス」にかかわる「リーダー・管理職教育」についてお伝えしますが、その前に、前回のレポート（働き方改革と就業規則につきまして）に関して、補足してご留意いただきたいことが2点ございますので、まずはそちらをお知らせします。

1点目は「労使協定を締結する際の過半数代表者の選出方法の厳格化」についてです。労使協定の過半数代表者とは、労基法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者ではなく、且つ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者でなければなりません。使用者の意向に基づき選出された者でないことを規定し、これらの要件を満たさないと無効とされますのでご注意ください。

2点目は「年次有給休暇の取得状況を把握する管理簿作成の義務化」についてです。今年4月1日より施行される「年次有給休暇取得義務化」とは、年10日以上年次有給休暇が発生する労働者に対して、そのうち5日を発生日から、1年以内に時季を定めて、取得させなければならないという定めです。5日以上取得している従業員又は年次有給休暇を年に10日以上取得していない従業員は該当しません。事業主には、従業員の取得状況を把握するための管理簿「年次有給休暇管理簿」を作成し、基準日を記載し3年間保管する義務が生じますことにご注意ください。なお、こちらに違反しますと、労基署長が悪質と判断した場合、30万円の罰則規定がございます。

それではこれより今回のテーマに移ります。組織が最大限に能力を発揮して成果を上げるために、また、そこで働く従業員が自由に生きがいをもって働けるような環境を作り上げることは企業として理想的なことです。そのような環境を作り上げるためには「管理職」の方が担う役割が大変重要となっています。そうした中で、近年様々な組織で問題となっているのがハラスメントやメンタルヘルスの問題です。これらの問題に対して管理職の方が適切な対応が取れるようしっかりと管理職教育を行うことが大切になります。

1. ハラスメントについて

ご承知の通りハラスメントにつきましては、年々、

「パワー」「セクシャル」「マタニティ」等、その範囲は拡大しています。夫々について企業が定義をしっかりと定め、管理職一人一人にしっかりと教育することが必要です。ハラスメントとは、わかり易く言えば、「いじめ」といわれているものに分類されます。これは立場が上の者から下の者一方へという一方通行ばかりではありません。部下から上司、先輩後輩、同僚間等、様々な人と人との繋がりから起こる人為的な事象です。指示・命令権を持つ側は、自分の職場にそのような「いじめ」が無いように風通しの良い職場作りを心掛け、実行し、根付かせていくことが大切です。その基本となるのは“人を成長させるお手伝いをする”“周囲の幸せを応援する”等のいわゆる「利他の心」を管理職教育に取り入れていくことが、実は、接遇教育・コミュニケーション教育以上に大事なことだと思います。

2. メンタルヘルスについて

メンタルヘルスとは心の健康のことを言います。仕事をしていく中で複雑な人間関係や長時間労働などにより、残念ながら心の健康を崩し様々な症状に苦しむ方も多くなっています。このようなことが職場環境で起きないように、管理職の方が努めて部下の心の健康管理をしていくことが大切です。これについては問題が小さいうちに手を打つことが本人の回復に役立ちますので、早期のご対応をしていただきたいものです。職場以外でも様々な問題を抱える従業員の方もいることでしょう。だれもが生身の人間でありますので、いつ何時、心の健康を損なうことがあってもおかしくはありません。職場にプライベート、簡単にできることではございませんが従業員の方を幅広く見守ることができるような組織作り、管理職教育を行っていただきたいと思えます。

ハラスメント並びにメンタルヘルスは、会社の社員全員が、その重要性を共有してこそ、その予防並びに最小限の影響で食い止められると思えます。従いまして、まずは会社として「防止宣言」をしっかりと明示しておくことが大切なことだと思います。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

青年部コーナー

「こどもしおじり」に初参加！

12月8日(土)、9日(日)に、塩尻市のえんぱーくで行われた「こどもしおじり」に青年部が初参加しました。このイベントは小学3年生から中学3年生までの児童約170名が働き、給料をもらい、納税して、お金を使うという体験ができる人気イベントです。青年部では“税の役割をしてもらおう”租税教室を開催するとともにクリーニング屋、洋菓子屋、わたあめ屋、病院、お箸づくり体験などのブースを出展し子どもたちに楽しんでもらいました。



租税教育活動～信州大学生との協働～

信州大学経法学部では一部の学生が「税務実習」に取り組みることとなりそのカリキュラムの一つに租税教育体験があります。松本税務署より依頼をいただきこの活動の先輩である青年部が協力することになりました。



12月3日、7日には信州大学で事前研修会が行われ、廣田青年部長が参加し学生たちに様々なアドバイスをを行いました。その後17日に安曇野市立穂高南小学校、19日に松本市立芳川小学校、21日に松本市立本郷小学校での本番にも同行し活動をサポートしました。このように様々な団体とも積極的に協力して地域の租税教育活動がますます盛んになるよう取り組みを続けてまいります。

クリスマス例会(12月例会)初開催

12月18日(火)、12月例会として、青年部では初めて部員の奥様やお子さんをお招きしてのクリスマス例会

を開催いたしました(担当 第六委員会:渡邊徹委員長)。

信州大学ケルト音楽研究会“エスケルツ”の皆さんによる楽しいクリスマス音楽等の演奏会やビンゴ大会など大いに盛り上がることができました。ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました!!



女性部コーナー

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ、寄附金と日用品などの物品贈呈と奉仕活動を続けております。



本年度も12月11日(火)に女性部正副部長4名が松本児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活する子ども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行ってきました。皆様、ご協力誠にありがとうございました。



新年特別例会 ご案内

女性部では下記により新年特別例会を開催いたします。

日時 31年1月23日(水) 午後3時30分より
 内容 津軽三味線演奏会・懇親会
 演奏者 上條 正明 氏(藤田流名取)
 会場 深志神社「梅風閣」
 会費 5000円
 お申込 法人会事務局まで(電話:35-8080)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
 www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
 品質 ISO 9001
 認証取得



皆さん
こんにちは♪

(株)藤原建築

安曇野市豊科田沢

代表取締役 藤原 雄一 氏

『ひととのつながりを生かして前進！』

安曇野市豊科田沢、国道19号線沿いに藤原建築さんはございます。黒を基調としたモダンな社屋は、今回お話を伺いまし

た藤原社長さんが一から作られたと伺いびっくり！もともとお父様が建築業を営んでおり、藤原さんは卒業後、地元の建設会社や、不動産会社で働かれ、「住」に関する様々な知識や技能、人とのつながりを深められました。そして5年ほど前に現在の会社を設立され、住宅や店舗の建築・リフォームを手掛けられています。

藤原さんにお仕事のやりがいをお尋ねすると「私はリフォーム工事が好きなんです。お客様としっかりと話し合い、ご希望や困っていることを確認し、それにしっかりと応えてお客様に喜んでもらえるのがたまりません！」と、とても素敵な笑顔でお話してくださいました。

様々な質問にもにこやかに、前向きにお答えいただいたその姿勢には藤原さんが尊敬する二人の人生の先輩が教えてくれた「泰然自若」と「今日はこれからの人生の初日」という二つの心構えが大いに影響しているそうです。目先のことでなく将来を見据え、ご自身の立ち位置をはっきりと語って下さるお姿がとても印象的でした。

(川船昌子編集委員)

今年もよろしく
願います。
けんた



頑張ってます!!

『大通りに面した
狭い階段の先には』

Bar5cm/sec (5センチ)
松本市中央

佐藤 まゆみさん

信毎メディアガーデンの
ある本町通りと伊勢町通り

の角の近くの2階に2013年9月にオープンしました。印象的な店名は、映画「君の名は。」が話題となった新海誠監督の作品から名付けました。新海作品はアニメも小説もお気に入りです。

ももとはOLをしていましたが、お酒が好きだったこともあり飲食店での経験を重ね、オーナーパーテナーとして開店しました。日々の仕事は単調な繰り返しになりがちですので、毎年テーマや目標を決めて新しいことに挑戦しています。仕事ではワインのソムリエや、チーズプロフェSSIONALの資格を取得しました。たまたまお客さんの中にサクスの先生がいて大人の趣味にいいかなと思い5年前からはサクスを演奏するようにもなりました。

ひとりで働いていますので、ストレスもなく好きなように自由に仕事を楽しんでいます。フレッシュフルーツを使った季節のカクテルがおすすめです。女性のお一人様のお客様にも気軽にご利用いただいています。

(横沢敏編集委員)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!

1月の予定

8日税制委グループ会議 10日納税関係団体連絡協議会
 11日総務委員会 15日青年部第四委員会、幹事会
 18日正副会長会・1月拡大役員会・新入会員歓迎会
 23日女性部新年特別例会 29日決算説明会 30日女性部正副部長会議

決算説明会（法人税・消費税の説明会/12月決算法人対象）
 1月29日(火) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 会議室
 同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

第103回税制勉強会開催のお知らせ

「税務行政の現状と今後」

本年度3回目となりまし税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日 時 平成31年 2月 6日(水) 午後 2時開始
 会 場 大同生命松本ビル 1階第一会議室
 内 容 「税務行政の現状と今後」
 講 師 松本税務署 高橋副署長
 受講料 無料
 お申込 事務局まで (0263-35-8080)
 大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

部会便り

塩尻部会 社会貢献活動実施

塩尻部会では社会貢献活動事業として平成30年11月29日(木)に塩尻市内中学校5校(両小野中学校・塩尻中学校・塩尻西部中学校・広陵中学校・丘中学校)を訪問し、各校に現金5万円と「クイズ税金百科収録DVD」を寄贈しました。

浜部会長は、「自分たちの将来の為にも若いうちから税の大切さについて関心を高めてほしい」と各校でお話しされ、今後の租税教育事業に活用していただきたいと寄附を行いました。



新任のご挨拶

福利厚生制度を委託しているAIG損害保険(株)松本支店に新しい支店長が着任しました。これからよろしくお願いいたします。



AIG損害保険(株) 松本支店

白石 功 支店長

(前任地：新潟支店)

長らくお世話になりました前任の新井に代わり、12月1日付けでAIG損害保険(株)松本支店長を拝命しました白石功と申します。埼玉県出身の52歳です。

前任地の新潟、前々任地の長野でも支店長として法人会を担当させていただきました。風光明媚、歴史的情緒のある松本の地に赴任できたことを大変うれしく思っています。

法人会の皆様のお役に立てるよう一生懸命頑張りますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

平成31年度税制改正に関する 提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

本年度は下条みつ衆議院議員(国民民主党)、務台俊介衆議院議員(自由民主党)、松本市役所(市長・市議会議長)を百瀬幸子税制委員長が訪問して、31年度税制改正に関する提言活動を行いました。(松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。)



下条みつ衆議院議員



務台俊介衆議院議員



松本市坪田副市長



松本市議会上條議長



頌 春

平成 31 年
(2019年)
()内は選出部会

会長 神 澤 陸 雄	副会長・厚生委員長 高 橋 秀 生	副会長・総務委員長 滝 澤 文 雄	副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・広報委員長 百 瀬 衛 貴 男
副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子	副会長・豊科部会長 高 山 政 登	副会長・川手部会長 岩 垂 直 次	副会長・組織委員長 小日向 義 夫	副会長・波田部会長 深 澤 直 久
副会長・塩尻部会長 浜 行 雄	常任理事・青年部長 廣 田 伸 一	常任理事・女性部長・広報副委員長 作 田 永 子	常任理事 中 條 功	常任理事・城西部会長 田 中 鈴 生
常任理事 松 田 好 功	常任理事(西部) 田 中 明 彦	常任理事(南松本) 島 宏 幸	常任理事・厚生副委員長・東部部会長 森 田 章 敬	常任理事・南部部会長 峠 賢 治
常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉 科 晶 夫	常任理事・研修副委員長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長 浅 川 琢 夫	常任理事・税制副委員長 奥 原 正 司
常任理事・総務副委員長・西北部会長 田 中 幸 一	常任理事・直前青年部長 伊 藤 修	理事・上土部会長 増 田 博 志	理事・今町・六九部会長 大 宮 康 彦	理事・伊勢町部会長 土 屋 忠 史
理事・中央部会長 手 塚 勝 彦	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 折 井 哲 朗	理事・北部部会長 瀨 田 諭	理事・南松本部会長 佐 藤 古 寿
理事・芳川部会長 竹 村 治 恭	理事・本郷部会長 山 崎 圭 子	理事・寿部会長 小 林 政 美	理事・西部部会長 吉 澤 隆 夫	理事・南西部会長 中 島 敬 夫
理事・三郷部会長 高 木 一 寿	理事・筑北部会長 関 川 光 寿	理事・安曇部会長 宮 本 孝 幸	理事・梓川部会長 斉 藤 章	理事・堀金部会長 徳 永 喜 久 男
理事・朝日部会長 武 井 正	理事・山形部会長 清 水 敏 昭	理事・奈川部会長 高 宮 善 郎	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 斉 藤 康 行	理事・農協部会長 都 筑 伸 一
理事・研修副委員長 塩 原 悟 文	理事・組織副委員長 清 水 是 昭	理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳	理事・厚生副委員長 高 橋 治 美	理事・青年部長経験者 大 月 清 光
理事・青年部副部長 安 保 充 彦	理事・女性部副部長 忠 地 恵 子	運営審議員(今町・六九) 真 峯 勝 則	運営審議員(中央) 太 田 昌 良	運営審議員(深志) 麩 奉 邦
運営審議員(本庄) 横 内 義 明	運営審議員(東部) 新 井 巻 好	運営審議員(北部) 小 松 伸 好	運営審議員(本郷) 富 成 敏 文	運営審議員(寿) 橋 詰 修
運営審議員(南部) 丸 谷 義 一	運営審議員(南西) 岡 野 敏 明	運営審議員(南東) 林 勇 次	運営審議員(塩尻) 清 水 吉 則	運営審議員(塩尻) 中 野 美 知 子
運営審議員(塩尻) 酒 井 久 徳	運営審議員(豊科) 下 山 邦 雄	運営審議員(豊科) 小 川 原 淨	運営審議員(穂高) 会 田 恵 司	運営審議員・穂高部会長 菅 澤 一 隆
運営審議員(川手) 望 月 宣 治	運営審議員(川手) 瀧 澤 正 基	運営審議員(波田) 川 澄 博	運営審議員(三郷) 久 根 下 直 敏	運営審議員(筑北) 宮 下 朗
運営審議員(安曇) 上 條 匡 彦	運営審議員(梓川) 小 松 保 久	運営審議員(堀金) 小 松 正 廣	運営審議員(朝日) 渡 辺 一 也	運営審議員(山形) 布 野 源 一
運営審議員(奈川) 向 井 康	監事 宮 本 潔	監事 伊 藤 敏 史	監事 柴 田 博 康	
事務局一同				

「消費税申告一声運動実施中」

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD-ROM データメモ デジタル写真機
手書きのイラストメモ
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大瀬生衛松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-35-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



松本山雅FC J2優勝・J1昇格記念パレード



12月9日(日) 松本山雅FCのJ2優勝・J1昇格を記念したパレードが松本市の中心市街地で行われました。沿道にはサポーターら約5万人ものが集まり選手たちに大きな声援を送りました。地域に

活力を与えてくれている山雅の皆さんに感謝と、いよいよ始まるJ1の舞台での戦いに熱いエールを贈ります! 頑張り! 松本山雅!! (川船編集委員)

会員限定

法人会の

インターネット・セミナーが リニューアル より使いやすくなりました!

Renewal1 より使いやすく サイトデザインを一新

セミナー内容の詳細が簡単表示されるなど表示機能が強化されています。

Renewal2 より見やすく 高画質「ハイビジョン」サイズへ!

「ハイビジョン(1280×720pixel)」サイズで小さな文字もクッキリ表示されます。

Renewal3 より身近に スマホ・Macでの視聴が簡単に!

待望のApple Mac/iPhone/iPadに対応いたしました。

インターネットセミナーなら

- ◆いつでも、何処でも、好きなだけご利用いただけます◆
- ◆映像と音声による本格的なセミナーが受講できます◆
- ◆忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適◆
- ◆勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご利用いただけます◆

松本法人会HPよりご利用下さい!
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー

ウソ! ホント?

変化驚く

年賀状

少子化で

ジジが作る

三九郎

つきたての

おもちのような

丸ほっぺ

新米

あしがき

冬の夜にキラキラ光る光を放ち街ゆく人々の心を温かくしています。LEDライトの普及により大きく光の演出が広がりました。近場では国営アルプスあづみの公園なども有名ですが、今回は各地で見ごろを迎えているイルミネーションイベントを少しご紹介したいと思います。

まず一つ目は神奈川県相模原市で行われている関東最大級のイルミネーションイベント「さがみ湖イルミネーション」です。600万球の電飾を使用した地形を活かした演出は圧巻です。続いて長崎県にございますハウステンボスもイルミネーションイベントに力を入れています。中でもおススメは日本最大85メートルの光の噴水ショー「ウォーターマジック」。音楽に合わせて光の噴水が躍動する迫力のエンターテイメントショーは一見の価値があります。最後は3年連続全国イルミネーションランキングで1位となっており、栃木県のあしがきフラワーパークの「光の花の庭」です。450万球の電飾を使い、本物の花を使った光と花のコラボレーションは見る人に感動を与えているそうです。

冬、この季節だからこそ楽しめる暖かな光のマジック。身近な町や近所にも今さらめいています。(川船)

(本号編集委員)

横沢 敏
川船昌子



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社